労働契約の期間の定め方

定め方	例	留意点
①期間をとくに定めない	正社員、常用労働者の場合	・ 使用者は、解雇する場合、30 日前の予告義務あり ・ 労働者が辞職するときは、2 週間前に申し出る
②期間を定める	「臨時・嘱託社員、パートタイマーとして 1 年間雇用するといった形	・ 労働者は「やむことを得ない事由」（病気ほか）がなければ、期間中途で解約できない。 ・ 3 年間を超える契約は原則禁止。ただし、60 歳以上の者と高度技術者等については、5 年以内の契約が認められる
一定の事業の完了に必要な期間を定める	「A ビル建婁工事のため 4 年ないし 4 年半雇用する」といった形	・「いつ終わるかわからない工事の終了まで」といった形はダメ ・ 契約期間は 3 年を超えてもよい